

# 「自治会から始まった仕事・法人づくり」 まちづくり研修会を開催！

令和5年7月6日  
京丹後市役所

人口減少や少子高齢化の進行により地域課題が多様化する中、令和4年10月1日に労働者協同組合法が施行され、同法に基づく「労働者協同組合※」の設立が可能になりました。

市では、自治会が主体となり設立された労働者協同組合「かりまた共働組合」を招き、地域課題の解決を仕事にする新しい働き方を学ぶ研修会を開催します。

## 1 研修会の概要

1. 名称 まちづくり研修会「自治会から始まった仕事・法人づくり」
2. 日時 令和5年7月9日（日）13：30～15：00
3. 会場 京丹後市峰山総合福祉センターコミュニティホール  
※希望者に限りオンラインでライブ配信
4. 参加方法 下記まで事前に申し込み
5. 参加費 無料
6. 講演 「自治会から始まった仕事・法人づくり」
7. 講師 労働者協同組合かりまた共働組合  
國仲 義隆 氏



國仲 義隆 さん

【労働者協同組合かりまた共働組合】沖縄県宮古島市の北端に位置する、住民460名の少子高齢化が進む狩俣集落。集落消滅の危機が迫る中、世代交代によって40代に若返った自治会メンバーが、令和4年12月に労働者協同組合を立ち上げた。きっかけは幼稚園の子どもを持つお母さんたちの声。「毎日のお弁当作りが大変！」という声を受け、給食作りを有志でサポート。また、捨てるしかなかった地元産の魚を買い取り総菜として販売、生産調整のために廃棄処分をしていた新鮮なモズクの直売会を開催するなど、まちづくりを仕事にする新しい働き方を実践している。

## 2 問い合わせ

市長公室 地域コミュニティ推進課（TEL：0772-69-1050）

※【労働者協同組合】令和2年12月に全党全会派一致で議員提案され可決された労働者協同組合法（令和4年10月1日施行）に基づき設立される法人。組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織。全国で47の団体が設立（5月末時点）。

京丹後市新たな地域コミュニティづくり推進事業

新  
コミュ

# まちづくり研修会

～自治会から始まった仕事・法人づくり～

昨年10月に法施行された「労働者協同組合法」。  
その協同労働を実践し、地域づくりを仕事にした自治会があり  
ます。事例を聞きながら、地域の課題を仕事に変えていく方法  
を一緒に考えませんか。

とき

令和5年 **7月9日(日)** **13:30～15:00**  
(開場 13:00)

会場

京丹後市峰山総合福祉センター  
(京丹後市峰山町杉谷691)

参加無料  
オンライン可



國仲 義隆 氏

<講演>

## 労働者協同組合かりまた共働組合 國仲 義隆 氏

沖縄県宮古島の北端に位置する、住民460名の  
少子高齢化が進む小さな集落。集落消滅の危機が  
迫る中、世代交代によって40代に若返った自治会  
メンバーが、令和4年12月に労働者協同組合を立ち  
上げた。

きっかけは幼稚園の子どもを持つお母さんたちの  
声。「毎日のお弁当作りが大変!」という声を受  
け、給食作りを有志でサポート。また、捨てるし  
かなかった地元産の魚を買い取り総菜として販売、  
生産調整のために廃棄処分をしていた新鮮なモズ  
クを直売会を開催するなど、まちづくりを仕事に  
する新しい働き方を実践している。



給食作り事業



申し込みフォーム

※ 参加には事前の申し込みが必要です。申し込みフォーム、もしくは下記の電話番号にお申し込みください。  
※ 学習会後の相談にも対応できます。

主催：京丹後市（担当：地域コミュニティ推進課）

企画・運営：企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事業所（丹後出張所）

TEL：080-8333-8137

FAX：0772-66-3706

Mail：tango@roukyou.gr.jp

# 全国で広がる**協同労働**のかたち

労働者協同組合は令和5年5月31日時点で全国計47法人が設立されています。

## Camping Specialist 労働者協同組合

三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営している。

「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか」という相談を燻製づくり中に現理事が受けたことがきっかけで設立。その後、仲間とともに、山林・原野で不法投棄が目立った1万4千ヘクタールの市有地を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。



主体的な働き方で自分たちで**出資**するから社長も株主もいません

協力しながら力を合わせて一緒に**労働**

## 労働者協同組合33(さんさん)



島根県奥出雲町で、地域の有志メンバー8人で労働者協同組合を設立。共働き家庭の子どもたちへのお弁当配達や高齢者の移送サービスなどをボランティア活動で実施。継続性や発展性を考え、法人化を検討しているときに労働者協同組合を知り、県の学習会に参加し設立へ。自立した持続可能な組織を目指し、仲間が気兼ねなく言い合える関係を育み、一人ひとりの成長と面白い事業を生み出す取組を行っている。

## 労働者協同組合アソビバ

兵庫県豊岡市で主に地域のイベント開催や地域の商品の販売を行っている。

現役の地域おこし協力隊員と元隊員の飲み会での「協力隊の活動後も地域での仕事を一緒にやろう」との会話がきっかけで設立した。

皆が本業がある中で、副業のための法人として設立されており、皆が楽しく仕事をする場としての「アソビバ」として名前が付けられた。



評議権は平等みんなの意見で**運営**します

協同労働の法律ができました。

「協同労働」という働き方が「労働者協同組合法」という法律によって、普及が始まっています（**2022年10月1日施行**）。働く人がみんなが出資し、話し合いを基本として事業運営を行い、みんなの力を合わせて事業を行っていきます。

法人格がもてるようになると、組織としても働く人にとっても社会的な信用が得られ、活動しやすくなり、活動内容も社会に認知されやすくなります。

仲間を見つけて新しく法人をつくるなど、あなたのふさわしい働き方や関わり方を一緒に考えましょう。

厚生労働省特設サイト

「知りたい！労働者協同組合法」▶

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

